

資産の健全化、お取引先の経営サポート に積極的に取り組んでいます

りゅうぎんは、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、開示債権の圧縮に注力しております。

しかし、一口に不良債権と言っても、さまざまな種類の不良債権があります。自己査定 of 債務者区分で言うと、破綻先・実質破綻先については最終処理を促進してまいりますが、破綻懸念先や要注意先のほとんどは現に事業を継続しており、業績の回復や延滞の解消があれば、正常先に戻る可能性が十分にあります。

こうした経営内容に課題のあるお取引先に対しては、中小企業診断士の資格をもつスタッフが お取引先と協力して財務内容の改善に取り組むなど、細やかな経営サポートを徹底しております。お取引先の債務者区分の良化に向けた取り組みを継続していくことが、当行の資産健全化、ひいては当行が経営理念で掲げる「地域社会の発展に寄与する銀行」、すなわち県経済の活性化につながるものと考えております。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分		金融再生法に基づく開示債権	引当基準	引当額	保全率
破綻先 69億円		破産更生等債権 476億円	無担保部分の 100.00%	42億円	100.0%
実質破綻先 406億円					
破綻懸念先 461億円		危険債権 461億円	無担保部分の 59.91%	84億円	87.6%
要注意先	要管理先 685億円	要管理債権 483億円	無担保部分の 8.02%	29億円	46.5%
	その他要注意先 1,411億円				
正常先 8,260億円		正常債権 9,873億円	債権額の1.01%	11億円	開示 債権の 保全率 75.3%
合計 11,294億円		合計 11,294億円	債権額の0.09%	6億円	
			合計 175億円		

引当基準・保全率の考え方

破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

破綻懸念先
以下の保全率
93.9%

(注1) 信託勘定を合算して表示しています。

(注2) 表上の値は各項目とも切り捨てて表示しており、合計と一致しません。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

自己査定:破綻先・実質破綻先 = 金融再生法:破産更生等債権

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者の債権、およびそれと同等の状態にある債務者の債権です。

自己査定:破綻懸念先 = 金融再生法:危険債権

現状では事業を継続しているが、赤字決算などにより実質債務超過の状況に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞する状況にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が認められる債務者の債権です。

自己査定:要管理先 > 金融再生法:要管理債権

自己査定:要管理先 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権を有する債務者です。

金融再生法:要管理債権 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権です。

自己査定は債務者ベース、金融再生法は債権ベースであるため、一般的に、自己査定:要管理先の査定額が金融再生法:要管理債権より大きくなります。例えば、一人の債務者で2件の貸出があり、1件は当初約定どおり順調に返済されているが、もう1件は債務者支援の目的で貸出条件が変更されている場合、自己査定では2件の貸出が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では、貸出条件を変更した貸出だけが要管理債権として区分されます。

自己査定:その他要注意先

債務者の支援目的以外で貸出条件を変更した債務者、3カ月未満の延滞者、財務内容に問題がある債務者などです。